

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	EUの動物衛生政策—動物衛生法（規則 2016/429）を中心として—
他言語論題 Title in other language	Development of EU Animal Health Policy: Especially on Animal Health Law (Regulation (EU) No 2016/429)
著者 / 所属 Author(s)	樋口 修 (Higuchi, Osamu) / 国立国会図書館調査及び立法考査局主幹 農林環境調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	790
刊行日 Issue Date	2016-11-20
ページ Pages	27-48
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	2016年3月31日にEU官報で公布され、同年4月20日に施行された動物衛生法を中心に、EUの動物衛生政策の内容を紹介する。

\*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# EU の動物衛生政策

## —動物衛生法（規則 2016/429）を中心として—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主幹 農林環境調査室 樋口 修

### 目 次

はじめに

#### I 動物衛生政策改革の経緯

- 1 現行制度の特徴と問題点
- 2 動物衛生政策に関する外部評価

#### II 動物衛生戦略

- 1 動物衛生戦略の範囲
- 2 動物衛生戦略の構成

#### III 動物衛生法

- 1 動物衛生法の立法沿革
- 2 動物衛生法の構成と内容
- 3 動物衛生法の論点

おわりに

## 要 旨

- ① 2016年3月31日にEU官報で公布され、2016年4月20日から施行された動物衛生法（規則2016/429）は、EUの動物衛生政策に関する単一の包括的な法的枠組みを定めるものである。EUは2000年代半ばから動物衛生政策の改革に取り組んでおり、動物衛生法はこの改革の1つの到達点であると同時に、EUの新しい動物衛生政策の主要な柱の1つになっている。
- ② 伝染性の動物疾病に関する動物衛生の問題は、早くからEUレベルで対処すべき課題であると認識されており、EUレベルの関連法令は、1964年に閣僚理事会指令が採択されて以降、主に1980年代から1990年代にかけて整備された。これらの法令の多くは、特定の疾病のアウトブレイク（感染規模の拡大）に関連する危機に対処するため、その都度個別的に策定されたものであった。この結果、EUの動物衛生関連法令は膨大かつ複雑なものとなり、その改革はEUにとって急務となっていた。
- ③ 欧州委員会は2004年にEUの動物衛生政策に関する外部評価を実施し、その成果を踏まえて検討を行い、2007年9月、EUの動物衛生政策の方向性を定める動物衛生戦略を採択し公表した。同戦略は、目標を達成するための主要な活動分野として、EUの介入の優先順位付け、EUの動物衛生フレームワークの構築、動物衛生関連の脅威の予防・監視及び危機対応準備、科学・技術革新及び調査研究の4つの柱を設定していたが、動物衛生法の策定は、第2の柱の最重要の活動であると同時に、動物衛生戦略全体を通じての最重要の活動であると位置付けられた。2013年5月、欧州委員会は動物衛生法案を欧州議会及び閣僚理事会に提出し、同法案は通常立法手続を経て、2016年3月に採択された。
- ④ 動物衛生法は、従来の多数に及ぶ複雑な動物衛生関連法令を整理し、単一の明快な法的枠組みに置き換えるものである。飼養動物のほか、野生動物、ペットや実験動物等も広く同法の適用対象となり、用語の概念が明確に定義されたほか、動物衛生に係る様々な主体の責任が明確化された。他方、動物衛生法は枠組み法として一般的な原則や基本的なルールだけを定め、詳細な規定の採択は欧州委員会に委ねられることとされた。このことは、EUレベルでは同法の適用に柔軟性を付与するものであったが、その一方で、加盟国の意思をEUの動物衛生政策に反映させ難くするリスク、加盟国が国内措置を採る裁量の幅を必要以上に制約するリスクも含むことになった。欧州委員会への権限の委任の範囲という課題への対処の成否は、2021年に本格的にスタートするEUの新しい動物衛生政策の実効性を大きく左右すると考えられる。

## はじめに

2016年3月31日、欧州連合(EU)<sup>(1)</sup>の動物衛生政策に関する新たな法的枠組みを定める「伝染性動物疾病並びに動物衛生の分野における特定の法的行為の修正及び廃止に関する2016年3月9日の欧州議会及び閣僚理事会規則(EU)2016/429(「動物衛生法」)」がEU官報(Official Journal of the European Union: OJ)で公布され<sup>(2)</sup>、2016年4月20日から施行された。(以下、本稿では同規則を「動物衛生法」又は「規則2016/429」という。)

この規則2016/429は、「動物衛生法」(Animal Health Law)という略称からも明らかなように、EUの動物衛生政策に関する単一の包括的な法的枠組みを定めるものである。EUは2000年代半ばから動物衛生政策の改革に取り組んでおり、動物衛生法はこの改革の1つの到達点であると同時に、EUの新しい動物衛生政策の主要な柱の1つである。

本稿の目的は、動物衛生法を中心に、EUの新しい動物衛生政策について、その内容を紹介することにある。

## I 動物衛生政策改革の経緯

### 1 現行制度の特徴と問題点

伝染性の動物疾病はしばしば国境を越えて流行し、また、ひとたびアウトブレイク(感染規模の拡大)が発生した場合、関連する地域の人及び動物の健康並びに経済・社会に極めて深刻な影響を及ぼす。例えば、2001年に英国で発生した口蹄疫<sup>(3)</sup>のアウトブレイクに際しては、600万頭を超える動物(ヒツジ、ウシ、ブタ)が殺処分され、約80億ポンド(2001年時点の日本円換算で約1兆4000億円)の損失が発生した<sup>(4)</sup>。我が国においても、2010年に宮崎県で発生した口蹄疫では、約30万頭の動物(ブタ、ウシ等)が殺処分され、宮崎県の経済的損失は2350億円に達すると試算された<sup>(5)</sup>。

このような伝染性の動物疾病の特性から、動物衛生政策は、早くからEUレベルで対処すべ

(1) EUの成立は1993年のマーストリヒト条約によるものであるが、以下、本稿では特に断りのない限り、それより前にEC(欧州共同体)或いはEEC(欧州経済共同体)と呼ばれていた地域・主体を指す語としても“EU”を用いる。

(2) “REGULATION (EU) 2016/429 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 9 March 2016 on transmissible animal diseases and amending and repealing certain acts in the area of animal health (“Animal Health Law”),” *Official Journal of the European Union*, vol.59, L84, 2016.3.31, pp.1-179. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0429&from=EN>> EUR-Lexは、EU公式ホームページ内にあるEU法・EU官報等の検索サイト。本稿におけるインターネット資料の最終アクセス日は、平成28年9月30日である。

(3) 口蹄疫は、ウシ・ブタ等の偶蹄類が感染する伝染病で、発症すると口や蹄に水ぶくれ等の症状を示し、産業動物の生産性を低下させる。致死率は成畜で数%であるが、感染力・伝播力が強く、有効な治療法がないこと等から、家畜の感染症に関する国際機関である国際獣疫事務局(OIE)では、最も警戒する伝染病の1つとしている。(農林水産省『食料・農業・農村の動向 平成22年度』2011, p.115.)

(4) Beata Rojek-Podgórska, “Animal Health Law: Rules on transmissible animal diseases, [2nd edition],” *Briefing: EU Legislation in Progress*, 2016.3.15, p.2. European Parliament HP <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/579093/EPRS\\_BRI%282016%29579093\\_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/579093/EPRS_BRI%282016%29579093_EN.pdf)> なお、日本円への換算は、*International Financial Statistics: Yearbook 2012*に掲載された対米ドル年平均相場により行った。

(5) 農林水産省 前掲注(3), p.114.

き課題であると認識されており、1964年には、「ウシ及びブタの域内取引に悪影響を及ぼす動物衛生問題に関する閣僚理事会指令」<sup>(6)</sup>が採択された。その後、主に1980年代から1990年代にかけて動物衛生に関する法令が整備されたが、これらの法令の多くは、特定の疾病のアウトブレイクに関連する危機に対処するため、その都度個別的に策定されたものであった<sup>(7)</sup>。

この結果、EUの動物衛生関連法令は、約50本の基本的な法令とそれを補完する約400本の副次的な法令（実施細則等）から構成される膨大なものとなり<sup>(8)</sup>、また、一般に適用される法令、特定の動物種に適用される法令、特定の疾病に適用される法令が混在する複雑なものとなっていた<sup>(9)</sup>。そのため、例えば、動物飼養者の義務に関連する規定が様々な法令に散在していたり、「公的な獣医師」（official veterinarian）という用語の定義が法令により異なっていたり<sup>(10)</sup>、ヒツジの個体識別、ブタの個体識別、ウシの個体識別に関するルールがそれぞれ別の法令で定められていたりする<sup>(11)</sup>等、動物衛生関連法令の把握が困難であることを示す現象が見られるようになっており、動物衛生に関する法制度の改革は、EUにとって急務となっていた。

## 2 動物衛生政策に関する外部評価

欧州委員会<sup>(12)</sup>はこのような状況を受けて、2004年12月、過去10年間（1995年から2004年まで）のEUの動物衛生政策に関する外部評価を開始した。外部評価の目的は、これまでのEUの動物衛生政策の成果を徹底的に検討し、この政策分野の将来の方向性を定めることにあった<sup>(13)</sup>。

外部評価の最終報告書は2006年7月に公表された<sup>(14)</sup>。この最終報告書では、EUの動物衛生政策は、評価対象期間である1995年から2004年にかけて次第に改善し、その追求する成果を達成することに成功したと評価された<sup>(15)</sup>。しかしその一方で、EUの動物衛生政策は、首尾一貫した政策の枠組みではなく相互に関連する複数の政策措置の集合体であること、その多くは先を見越した予防措置からではなく、当該期間に発生した大規模な動物疾病の危機<sup>(16)</sup>への対

(6) “Council Directive 64/432/EEC of 26 June 1964 on animal health problems affecting intra-Community trade in bovine animals and swine,” *Official Journal of the European Communities*, L121, 1964.7.29, pp.164-184. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31964L0432&from=en>>

(7) Rojek-Podgórska, *op.cit.*(4), p.4.

(8) *ibid.*

(9) Jean Weissenberger, “A draft new animal health law for the EU: Some basics,” *Library Briefing: Library of the European Parliament*, 2013.9.18, p.3. European Parliament HP <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/bibliotheque/briefing/2013/130604/LDM\\_BRI%282013%29130604\\_REV1\\_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/bibliotheque/briefing/2013/130604/LDM_BRI%282013%29130604_REV1_EN.pdf)>

(10) Rojek-Podgórska, *op.cit.*(4), p.5.

(11) “EU Animal Health Regulation: Questions and Answers.” Scottish Government HP <<http://www.gov.scot/Topics/farmingrural/Agriculture/animal-welfare/Diseases/offc/EUAHR/EUAHRcorebrief/EUAHRQA>>

(12) 欧州委員会（European Commission）は、EUの行政執行機関である。法令案・予算案の提出権を原則的に独占するほか、EUの政策・予算の遂行、EU法の遵守状況の監視、国際交渉等の場で対外的にEUを代表する等の任務を有する。（中西優美子『法学叢書EU法』新世社、2012、pp.68-69；藤井良広『EUの知識 第16版』日本経済新聞出版社、2013、pp.70-73.）

(13) European Commission, Health and Consumer Protection Directorate-General, “Animal Health and Standing Committees: DG SANCO Unit D1 Activity Report 2006,” p.2. European Commission HP <[http://ec.europa.eu/food/animals/docs/ahsc\\_report\\_2006\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/food/animals/docs/ahsc_report_2006_en.pdf)>

(14) Food Chain Evaluation Consortium, “Evaluation of the Community Animal Health Policy (CAHP) 1995-2004 and alternatives for the future, Final Report, Part I: Main Report,” 2006.7.25. European Commission HP <[http://ec.europa.eu/food/animals/docs/ah\\_policy\\_strategy\\_cahp\\_eval\\_20060725\\_pt1.pdf](http://ec.europa.eu/food/animals/docs/ah_policy_strategy_cahp_eval_20060725_pt1.pdf)>

(15) *ibid.*, p.xii.

応措置から発展したものであること、個別の措置についての影響評価が体系的に行われてこなかったこと等が指摘された<sup>(17)</sup>。そして、EU レベルの明瞭で透明な動物衛生戦略を発展させること、EU の動物衛生政策は予見的な措置、特に EU と高い関連性を有する疾病の予防により焦点を合わせるものであるべきこと、新しい法令を導入する前に影響評価を実施すること、法令を簡素化すること等が勧告された<sup>(18)</sup>。

## II 動物衛生戦略

外部評価の結果は、2006 年 11 月 7 日に行われた利害関係者（畜産事業者、獣医師等）との会議に提出され、意見が聴取された。欧州委員会は、この外部評価の結果と意見聴取の結果を基に、2007 年から 2013 年までの 6 年間の EU の動物衛生政策の方向性を定める動物衛生戦略を起草し、2007 年 9 月 19 日、「欧州連合の新しい動物衛生戦略 (2007-2013 年):「予防は治療に勝る」」<sup>(19)</sup>（以下、本稿では「動物衛生戦略」という。）を採択し公表した。その概要は次のとおりである。

### 1 動物衛生戦略の範囲

この動物衛生戦略の対象となる動物は、EU 域内で食用、農業生産用、スポーツ用、愛玩用、娯楽用（サーカスの動物等）のため飼養されている全ての動物及び EU 域内の動物園で飼育されている全ての動物であり、人間や他の動物に疾病を感染させるリスクがある場合には、野生動物や実験に使用される動物も対象となる。また、EU 域内で移送される動物はもとより、EU から輸出される動物、EU に輸入される動物も対象となる。

したがって、この動物衛生戦略の対象となる関係者には、EU 域内の獣医師や家畜の飼養者だけでなく、（ペットの飼い主やペットショップ等を含めた）動物の所有者、フードチェーン（食品やその材料の生産から加工・流通を経て販売に至る一連の行程）に関連する企業、動物衛生関連産業、動物関連の団体、研究者及び教員、スポーツ団体及びレクリエーション団体の運営主体、教育機関、消費者、旅行者、加盟国の関係当局並びに EU の諸機関等も含まれている。

(16) 1997～1998 年にはオランダで豚コレラ、2001～2002 年には英国で口蹄疫、2003 年にはオランダで高病原性鳥インフルエンザのアウトブレイクが発生した。豚コレラは、豚コレラウイルスにより起こるブタ、イノシシの熱性伝染病である。強い伝染力と高い致死率が特徴で、治療法はないため、発生した場合の畜産業界への影響は甚大である。また、高病原性鳥インフルエンザは、OIE が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定された A 型インフルエンザウイルスの感染による家きん（ニワトリ、アヒル等）の疾病で、高い致死率を特徴とする。（本脚注の疾病に関する記述は、農林水産省消費安全局動物衛生課「家畜の病気を防ぐために（家畜衛生及び家畜の感染症について）」<[http://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/katiku\\_yobo/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/katiku_yobo/index.html)> 掲載の「家畜の疾病に関する情報」による。）

(17) Food Chain Evaluation Consortium, *op.cit.*(14), pp.16-17.

(18) *ibid.*, pp.xii-xiii, 148, 168-169.

(19) Commission of the European Communities, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions on a new Animal Health Strategy for the European Union (2007-2013) where “Prevention is better than cure”,” COM(2007) 539, 2007.9.19. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52007DC0539&from=EN>> なお、動物衛生戦略の対象期間は 2007 年から 2013 年までの 6 年間であるが、本稿執筆の時点（2016 年 9 月末）では、同戦略の後継となる EU の動物衛生政策の方向性を定める文書は策定されておらず、動物衛生戦略の内容は現時点でも有効である。後継政策が策定されていないのは、後述するように、現在が動物衛生戦略で最重要の活動と位置付けられている動物衛生法への移行期間であり、同法に基づく動物衛生関連の詳細な規定の整備等が進行中であるためと考えられる。

## 2 動物衛生戦略の構成

### (1) ビジョン

この動物衛生戦略は、EUの動物衛生政策のあるべき将来像であるビジョンを、「動物衛生に関連する問題が発生する前に、その発生を予防するよう、(全ての関係者と)連携して働くこと」と置き、ビジョンの方向性を端的に示す標語として、「予防は治療に勝る (Prevention is better than cure)」というモットーを掲げている。

### (2) 目標

このビジョンを実現するために達成すべきものとして、動物衛生戦略は、次の4つの目標(goal)を設定している。

- 目標1：人間への生物学的リスク及び化学的リスクの発生を最小限に抑えることにより、高水準の公衆衛生と食品の安全性を確保する。
- 目標2：動物疾病の発生を防止し又は減少させることによって動物衛生の状態を改善し、これを通じて農業及び農村経済を支援する。
- 目標3：自由な畜産物流通及びリスクと釣合いのとれた動物の移動を確保し<sup>(20)</sup>、経済成長・EU域内市場の一体性及び競争力を向上させる。
- 目標4：EUの持続可能な発展戦略を支援するよう、動物衛生関連の脅威を予防し環境への悪影響を最小限に抑える農業の実践及び動物福祉を促進する。

### (3) 行動計画

動物衛生戦略では、行動計画(action plan)を定め、上記の目標を達成するために同戦略の対象期間(2007年から2013年までの6年間)にEUレベルで実施する具体的な活動を説明している<sup>(21)</sup>。欧州委員会は2008年9月10日、動物衛生戦略の行動計画を採択し公表した<sup>(22)</sup>。

動物衛生戦略及びその行動計画では、動物衛生政策に関する全ての活動に適用される2つの重要な基本原則(underlying principle)として、連携(partnership)とコミュニケーション(communication)を置いている。また、目標を達成するための主要な活動分野として、次の4本の柱(pillar)を掲げている<sup>(23)</sup>。

#### 第1の柱：EUの介入の優先順位付け

動物衛生を取り巻く状況は近年大きく変化している。グローバル化の進行、気候変動、人の移動の活発化は動物疾病のまん延を促す要因であり、動物疾病の制御(control)を一層困難なものとしている。また、1980年代後半から2000年代前半には人や動物の健康にとって大きな脅威であった牛海綿状脳症(Bovine Spongiform Encephalopathy: BSE)が、その後に講じられ

<sup>(20)</sup> 動物の移動には、疾病が他の地域に持ち込まれたり拡散したりするリスクや、輸送される動物の動物福祉(animal welfare. 快適性に配慮した動物の飼養管理)を損なうリスクが付随するが、動物の移動制限は当該リスクに釣り合うものとし、過度に制限を行わない、という意味。

<sup>(21)</sup> Commission of the European Communities, *op.cit.*(19), p.4.

<sup>(22)</sup> Commission of the European Communities, "Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: Action Plan for the implementation of the EU Animal Health Strategy," COM(2008) 545, 2008.9.10. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52008DC0545&from=EN>>

<sup>(23)</sup> Commission of the European Communities, *op.cit.*(19), pp.4-17; *ibid.*, pp.3-6.

た措置によってリスクを大幅に低減させた一方で<sup>(24)</sup>、従来 EU 域内で見られなかった疾病が出現し脅威となっている<sup>(25)</sup>。

こうした状況の変化を踏まえ、欧州委員会では、科学的助言<sup>(26)</sup>に基づいて動物疾病に関連するリスクを改めて評価して動物疾病を分類し、当該分類に基づいて EU の介入の優先順位付けを行う。これにより、EU の介入及び財源を、それが必要でありかつ有効な、優先順位の高い疾病に集中して振り向けることを可能にする<sup>(27)</sup>。

## 第 2 の柱：EU の動物衛生フレームワークの構築

動物衛生の全分野を横断する単一の法的枠組みである動物衛生法の策定は、第 2 の柱の最重要の活動であると同時に、動物衛生戦略全体を通じての最重要の活動であると位置付けられる。

新しく制定される動物衛生法は、従来の多数に及ぶ複雑な動物衛生関連法令を、単一の明快な法的枠組みに置き換えるものである。従来、諸法令に分散して規定されていた共通の原則と要件が、同法の下で明確に定義され統合されるほか、個々の用語や関係者（動物飼養者、動物所有者、獣医師、所管官庁等）の役割と責任も、同法で明確に定義される<sup>(28)</sup>。

ただし、新しく制定される動物衛生法は、従来の動物衛生関連法令の単純な置き換えにとどまるものではない。従来よりも、予防をより重視し、罰則（penalty）ではなく、より奨励措置（incentive）を志向するものとし、EU の他の政策とより整合し、国際基準（国際獣疫事務局（OIE）<sup>(29)</sup>

<sup>(24)</sup> BSE は、BSE プリオンと呼ばれる病原体が主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動・運動失調等を示し死亡するウシの病気である。この病気がウシの間で広まったのは、BSE 感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使ったことが原因と考えられている。発生のピークであった 1992 年には全世界で 37,316 頭の発生があったが、2010 年以降の発生件数は、全世界で年間 50 頭未満である。（本脚注の疾病に関する記述は、食品安全委員会「牛海綿状脳症（BSE）に関する基礎資料」（平成 25 年 4 月 23 日 食品に関するリスクコミュニケーション 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②—我が国の検査対象月齢の引き上げについて—参考資料 4） p.1. <<https://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20130423ik1&fileId=600>>; 「世界の BSE 発生件数の推移」農林水産省ホームページ <[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bse/pdf/bse\\_world\\_graph.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bse/pdf/bse_world_graph.pdf)> による。）

<sup>(25)</sup> 一例としてアフリカ豚コレラ（African swine fever）が挙げられる。アフリカ豚コレラはアフリカ豚コレラウイルスにより起こるブタ、イノシシの熱性伝染病であり、発熱や出血性病変等の豚コレラに類似する所見を示すが、豚コレラとは異なる疾病である。強い伝染力と高い致死率が特徴で、治療法はないため、発生した場合の畜産業界への影響は甚大である。この疾病が常在しているのは、近年ではサハラ砂漠以南（サブサハラ）のアフリカ諸国及びイタリアのサルジニア島に限られていたが、2007 年頃からロシア・東欧諸国（EU 加盟国ではポーランド・ラトビア・リトアニア・エストニア）でも発生し、大きな被害をもたらしている。なお、我が国はこれまで本病の発生が確認されておらず、本病の清浄国（当該疾病が発生していない国・地域）である。（本脚注の疾病に関する記述は、農林水産省消費・安全局動物衛生課「アフリカ豚コレラについて」<<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>>; 動物衛生研究所「アフリカ豚コレラ」2009.4.21. 農業・食品産業技術総合研究機構ホームページ <<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/asf/>> による。）

<sup>(26)</sup> 科学的助言を提供する EU レベルの機関としては、欧州食品安全機関（European Food Safety Authority: EFSA）がある。

<sup>(27)</sup> 従来の動物衛生政策では、政策措置の適用に関して、動物疾病を分類し優先順位付けを行うことはしていなかった。このため、時には短期的な（それほど深刻ではない）危機や政治的な理由から、政策措置が実施され財源が投入されることがあった。（Rojek-Podgórska, *op.cit.*(4), p.5; Weissenberger, *op.cit.*(9), pp.3-4.）

<sup>(28)</sup> 前述のように、従来の動物衛生政策は、数十年にわたり蓄積されてきた相互に関連する複数の政策措置の集合体であり、その結果、例えば動物飼養者の義務や輸入のための動物衛生条件のような特定の事項に関連するルールが複数の法令に分散して規定され、適用するルールを見つけ出すのが難しいという事態がしばしば生じていた。関係者の義務や役割も、各法令で常に明確に定義され分掌されていたわけではなく、また、1 つの用語の定義が法令で異なることもあった。（Rojek-Podgórska, *ibid.*, p.5.）

<sup>(29)</sup> OIE については、前掲注(3)を参照。



の国際基準やコーデックス・アリメンタリウス<sup>(30)</sup>に一層収斂するものとする。

このほか、動物衛生に関して関係者が費用と責任を分担する制度の構築、EUの動物起源の食品及び製品の輸出条件に関する交渉（動物衛生に関連する不当な貿易障壁の撤廃）への取組強化等も、第2の柱に含まれる。また、EUがオブザーバーの地位を与えられているOIEに対しては、OIEが作成する国際基準<sup>(31)</sup>とEUの基準との整合性を図るため（換言すれば、OIEの国際基準にEUの基準の内容をより大きく反映させるため）、EUのOIE加盟を図るものとされる<sup>(32)</sup>。

### 第3の柱：動物衛生関連の脅威の予防、監視及び危機対応準備

「予防は治療に勝る」のモットーの下で、動物衛生関連の問題が深刻化する前に当該問題を識別し対応すること、同時に、動物疾病のアウトブレイクや危機を管理する準備を行っておくことが、第3の柱の活動として位置付けられる。

予防のための主な手段は、バイオセキュリティ<sup>(33)</sup>である。農場におけるバイオセキュリティ<sup>(34)</sup>を支援し、これを取扱うEUのバイオセキュリティガイドラインを整備する。また、EU域境でのバイオセキュリティの改善も図られる。域境での検査が、より高リスクの輸入や違法取引に焦点を当てるようにすると共に、EUに輸出を行う第三国が、要求されるEUの衛生基準を満たすよう取り組むことを支援する。

他方、危機対応の準備としては、危機が発生した場合のEU域内の迅速な対応ネットワーク（response network）を強化すること、EUの抗原・ワクチン保管所を増強すること等がある。

動物疾病の監視（surveillance）メカニズムを構築することも、予防や危機対応を支援する上で重要である。動物衛生戦略では、動物の検疫証明、個体識別並びに動物衛生及び動物福祉の状

(30) コーデックス・アリメンタリウス（Codex Alimentarius）とは、「食品規格」を意味するラテン語である。具体的には、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として1962年（1963年ともされる）にFAO（国際連合食糧農業機関）及びWHO（世界保健機関）により設置された国際的な政府間機関であるコーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）により作成された国際食品規格を意味する。

(31) 例えば、陸生動物衛生規約（Terrestrial Animal Health Code）、陸生動物の診断及びワクチンに関するマニュアル（Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals）、水生動物衛生規約（Aquatic Animal Health Code）、水生動物の診断に関するマニュアル（Manual of Diagnostic Test for Aquatic Animals）などがある。

(32) 2016年9月末現在、EUの全ての加盟国はOIEにも加盟している。しかし、OIEへの加盟は原則的に国のみとされており、また、OIEへの加盟に関する規則の改正は全会一致が必要であることから、動物衛生戦略の行動計画の公表当初から、EUのOIEへの加盟のハードルは極めて高いと考えられていた（前掲「欧州委員会が「EU動物衛生戦略」のアクションプランを採択」2008.9.18. 農畜産業振興機構ホームページ <<http://lin.alic.go.jp/alic/week/2008/eu/eu20080922.htm>>）。2016年9月末時点でも、EUは依然としてOIEのオブザーバーである。ただし2011年8月18日に、EUとOIEは両者の一般的な関係についての了解覚書（“Memorandum of Understanding between the European Commission and the World Organisation For Animal Health (OIE) concerning their general relations,” *Official Journal of the European Union*, vol.54, C241, 2011.8.19, pp.1-2. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2011:241:FULL&from=EN>>）に署名しており、この中で、①欧州委員会がOIEに関する全ての技術的・専門的事項に対してコンタクト・ポイントを設置し、OIEは全ての種類の専門家会合の議事日程又は報告書、アンケート、会議の告知又は当該会議への招請を当該コンタクト・ポイントに通知すること、②当該コンタクト・ポイント又はその代理人がOIEの会議に参加すること等が確認されていることから、OIEにおけるEUの立場やその関与の度合いは強化されていると見られる。なお、コーデックス委員会へのEUの加盟は2003年に実現している。（“List of Codex members.” FAO HP <[http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/members-observers/members/en/?no\\_cache=1](http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/members-observers/members/en/?no_cache=1)>）

(33) 動物衛生戦略において、バイオセキュリティとは「疾病が現在存在していない動物の集団から当該疾病を引き続き排除しておくため、又はある動物の集団の内部に当該疾病のまん延を限定するために取られる措置」をいう。（Commission of the European Communities, *op.cit.*(19), p.11.）

(34) 農場におけるバイオセキュリティの具体的な例としては、新しく農場に搬入された動物の隔離、患畜の隔離、人・動物及び器具の移動規制、飼料の適正使用、設備の洗浄・消毒等がある。（*ibid.*）

態に関する現行システムの全ての要素を網羅する、より広範に情報を集積した統合電子システムの構築が目標とされている。

#### 第4の柱：科学、技術革新及び調査研究

EUの動物衛生政策の科学的基盤を強化する。科学的な技術革新と調査研究を促進し、官民パートナーシップを通じてこの分野に必要な資金を確保する。EUの参照試験所<sup>(35)</sup>と加盟国の参照試験所との連携を強化すると共に、必要な範囲でEUの参照試験所の活動を拡大する。抗生物質耐性の監視及び制御の施策を強化する。

動物衛生戦略は2007年9月19日の採択・公表と共に、欧州議会<sup>(36)</sup>、閣僚理事会<sup>(37)</sup>、欧州経済社会評議会<sup>(38)</sup>及び地域委員会<sup>(39)</sup>に通知された。2007年12月から2008年5月にかけて、欧州議会、閣僚理事会、欧州経済社会評議会は、同戦略の内容を支持する決定や意見をそれぞれ表明した<sup>(40)</sup>。

これを踏まえて、2008年9月10日に動物衛生戦略の行動計画が、欧州委員会により採択・公表されると共に、欧州議会、閣僚理事会、欧州経済社会評議会及び地域委員会に通知された<sup>(41)</sup>。

欧州委員会は、動物衛生戦略及びその行動計画についての反応を踏まえ、加盟国の専門家、利害関係者等との協議を行って動物衛生法案を策定した。2013年5月6日、欧州委員会は動物衛生法案<sup>(42)</sup>を公表し、欧州議会及び閣僚理事会に提出した。

<sup>(35)</sup> 参照試験所 (reference laboratory) とは、ある物質の大人1日当たり許容摂取量等の様々な基準値の設定や、ある物質の検査・分析方法の確立や、ある動物疾病の診断等を行い、他の試験所が参照するデータや手法や専門的知見等を提供する試験所をいう。動物衛生の分野では、EUレベル・加盟国レベルでそれぞれ参照試験所が指定されている。

<sup>(36)</sup> 欧州議会 (European Parliament) は、EU市民の直接選挙で選出される議員から構成される。閣僚理事会と共同で立法権を行使し、EU予算を決定するほか、特別の場合には同意権限を有する。また、欧州委員会に対する監督権限を有する。(中西 前掲注(12), pp.51-56.)

<sup>(37)</sup> 閣僚理事会 (Council。「理事会」又は「EU理事会」ともいう) は、閣僚級の各加盟国代表1名から構成される。分野ごとに会合するため、議題に応じて閣僚理事会の編成は変化する。欧州議会と共同で立法権を行使し、EU予算を決定するほか、政策決定及び調整の任務を行う。また、EUを代表して国際条約を締結する決定権限を持つ。加盟国間の調整・協議の場である。(中西 同上, pp.59-61; 藤井 前掲注(12), pp.67-70.)

<sup>(38)</sup> 欧州経済社会評議会 (European Economic and Social Committee: EESC) は、EUの諮問機関である。経営者団体、労働者団体、その他の団体 (幅広い市民層を代表する団体) の委員から構成される。欧州委員会が法案等を提出する前に諮問するほか、閣僚理事会や欧州議会も、各利害関係者に影響を及ぼす案件について諮問する。案件によってはEESCが独自の意見を表明する場合もある。ただし、その意見には拘束力はない。(中西 同上, p.76; 藤井 同上, pp.97-99.)

<sup>(39)</sup> 地域委員会 (Committee of the Regions: CoR) は、EUの諮問機関である。地域や地方 (広域自治体、基礎自治体等) の代表である委員から構成される。マーストリヒト条約により地域や地方が管轄する分野にもEUの行動が広がったため、その意見を汲み上げる目的で1994年に創設された。(中西 同上; 藤井 同上, pp.99-100.)

<sup>(40)</sup> Commission of the European Communities, *op.cit.*(22), p.2.

<sup>(41)</sup> 欧州経済社会評議会は2009年11月17日、この行動計画の内容を支持する意見を表明した。 (“Opinion of the European Economic and Social Committee on the ‘Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: Action Plan for the implementation of the EU Animal Health Strategy’ COM(2008) 545 final,” *Official Journal of the European Union*, vol.52, C277, 2009.11.17, pp.125-127. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2009:277:FULL&from=EN>>)

<sup>(42)</sup> European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on Animal Health,” COM(2013) 260, 2013.5.6. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52013PC0260&from=EN>>

### Ⅲ 動物衛生法

#### 1 動物衛生法の立法沿革

##### (1) 規則改正案パッケージ

動物衛生法案は、アグリフードチェーン（農産物の生産から食品としての消費に至る一連の行程）全体における衛生・安全の基準を簡素化し強化するための規則改正案パッケージ「より安全な食品のためのよりスマートなルール（Smarter Rules for Safer Food）」<sup>(43)</sup>を構成する法案の1つとして、欧州委員会から提案された。

規則改正案パッケージは、アグリフードチェーン全体の行程に沿って発生する可能性のある人、動物及び植物へのリスクを予防、排除又は軽減するために、簡素でかつ調和のとれたルールを導入することを目的として関連法案を一括提出するものであり、次の5つの規則案から構成されていた。

##### ①動物衛生法案

##### ②植物衛生規則案<sup>(44)</sup>

貿易のグローバル化や気候変動等により増大している新しい病害虫からEU域内の樹木や草木を守り、植物栽培者や林業者を保護するため、現行の植物衛生政策を更新する。

##### ③植物繁殖材料規則案<sup>(45)</sup>

種子・球根等の植物繁殖材料の衛生、識別可能性、品質を確保しつつ、販売ルールをより簡単に柔軟なものとする。

##### ④公的統制規則案<sup>(46)</sup>

フードチェーンの行程に関連するルール違反から生じ得るリスクから、消費者及び法令を一貫して遵守する事業者（consistently compliant operator）を有効に保護するため、公的統制の在り方をよりリスクに基づくものにする。すなわち、個々の事業活動や生産物に関連する危害要因（ハザード）、事業者の作成する記録の信頼性、法令不遵守の疑いの兆候等に基づき、リスクの高い者に対して公的統制を選択的・集中的に実施する。

(43) 規則改正案パッケージ「より安全な食品のためのよりスマートなルール」の内容については、“Smarter rules for safer food: Commission proposes landmark package to modernise, simplify and strengthen the agri-food chain in Europe,” 2013.5.6. European Union HP <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-13-400\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-13-400_en.htm)> に解説がある。

(44) European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on protective measures against pests of plants,” COM(2013) 267, 2013.5.6. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52013PC0267&from=EN>>

(45) European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the production and making available on the market of plant reproductive material (plant reproductive material law),” COM(2013) 262, 2013.5.6. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52013PC0262&from=EN>>

(46) European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on official controls and other official activities performed to ensure the application of food and feed law, rules on animal health and welfare, plant health, plant reproductive material, plant protection products and amending Regulations (EC) No 999/2001, 1829/2003, 1831/2003, 1/2005, 396/2005, 834/2007, 1099/2009, 1069/2009, 1107/2009, Regulations (EU) No 1151/2012, [...]2013 [Office of Publications, please insert number of Regulation laying down provisions for the management of expenditure relating to the food chain, animal health and animal welfare, and relating to plant health and plant reproductive material], and Directives 98/58/EC, 1999/74/EC, 2007/43/EC, 2008/119/EC, 2008/120/EC and 2009/128/EC (Official controls Regulation),” COM(2013) 265, 2013.5.6. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52013PC0265&from=EN>>

⑤財政支出フレームワーク規則案<sup>(47)</sup>

この規則改正案パッケージを財政的に裏付けるため、現行の財政規定を改正して食料及び飼料のための共通財政フレームワークを構築し、これを通じて支出を管理する。他の規則案よりもやや遅れて提出された。

このパッケージに含まれる規則改正案は、当初は全て 2016 年に施行されると見込まれていた<sup>(48)</sup>。しかし、実際の審議経過は個別の規則案ごとに様々であった。⑤の財政支出フレームワーク規則案は、2014 年 6 月 27 日に新しい規則が EU 官報で公布され<sup>(49)</sup>、同年 7 月 1 日から施行されている。これに対して、③の植物繁殖材料規則案は、欧州委員会に付与する権限が強すぎる等の理由により欧州議会が反対し<sup>(50)</sup>、成立の見通しが立たないことから、2015 年 3 月に欧州委員会により撤回された<sup>(51)</sup>。また、②の植物衛生規則案は、2017 年初めに規則の採択が見込まれており<sup>(52)</sup>、④の公的統制規則案は、2016 年 9 月末現在、審議が継続中である。

## (2) 立法過程

動物衛生法は通常立法手続 (Ordinary legislative procedure) により審議・採択された。通常立法手続とは、欧州委員会の提案に基づき、規則、指令又は決定を欧州議会と閣僚理事会が協同で採択する手続のことであり (欧州連合運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union: TFEU) 第 289 条第 1 項)、その詳細は TFEU 第 294 条で規定されている。実際の動物衛生法の立法過程<sup>(53)</sup>に即して通常立法手続を時系列で整理すると、大略次のとおりである<sup>(54)</sup>。

(47) European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council laying down provisions for the management of expenditure relating to the food chain, animal health and animal welfare, and relating to plant health and plant reproductive material, amending Council Directives 98/56/EC, 2000/29/EC and 2008/90/EC, Regulations (EC) No 178/2002, (EC) No 882/2004 and (EC) No 396/2005, Directive 2009/128/EC and Regulation (EC) No 1107/2009 and repealing Council Decisions 66/399/EEC, 76/894/EEC and 2009/470/EC,” COM(2013) 327, 2013.6.7. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52013PC0327&from=EN>>

(48) “Smarter rules for safer food: Commission proposes landmark package to modernise, simplify and strengthen the agri-food chain in Europe,” *op.cit.*(43)

(49) “Regulation (EU) No 652/2014 of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 laying down provisions for the management of expenditure relating to the food chain, animal health and animal welfare, and relating to plant health and plant reproductive material, amending Council Directives 98/56/EC, 2000/29/EC and 2008/90/EC, Regulations (EC) No 178/2002, (EC) No 882/2004 and (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council, Directive 2009/128/EC of the European Parliament and of the Council and Regulation (EC) No 1107/2009 of the European Parliament and of the Council and repealing Council Decisions 66/399/EEC, 76/894/EEC and 2009/470/EC,” *Official Journal of the European Union*, vol.57, L189, 2014.6.27, pp.1-32. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2014:189:FULL&from=EN>>

(50) “MEPs reject draft seed regulation,” 2014.3.11. European Parliament HP <<http://www.europarl.europa.eu/news/en/newsroom/20140307IPR38202/meps-reject-draft-seed-regulation>>

(51) “Withdrawal of Commission Proposals,” *Official Journal of the European Union*, vol.58, C80, 2015.3.7, p.20. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2015:080:FULL&from=EN>>

(52) James McEldowney, “Plant health legislation: Protective measures against plant pests, [2nd edition],” *Briefing: EU Legislation in Progress*, 2016.9, p.9. European Parliament HP <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/586643/EPRS\\_BRI%282016%29586643\\_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/586643/EPRS_BRI%282016%29586643_EN.pdf)>

(53) 動物衛生法案の立法過程に関する以下の記述は、“Procedure 2013/0136/COD, COM(2013)260: Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on Animal Health.” EUR-Lex HP <[http://eur-lex.europa.eu/procedure/EN/2013\\_136](http://eur-lex.europa.eu/procedure/EN/2013_136)>; “Legislative Observatory: Procedure file 2013/0136(COD).” European Parliament HP <[http://www.europarl.europa.eu/oeil-mobile/fiche-procedure/2013/0136\(COD\)](http://www.europarl.europa.eu/oeil-mobile/fiche-procedure/2013/0136(COD))> に主として依拠した。

## (i) 欧州委員会による法案提出

通常立法手続は、欧州委員会が欧州議会及び閣僚理事会に法案<sup>(55)</sup>を提出することから始まる(TFEU第294条第2項)。前述のとおり、動物衛生法案は2013年5月6日に、欧州委員会から欧州議会及び閣僚理事会に提出された<sup>(56)</sup>。

欧州委員会の法案は、全てのEU加盟国の議会と、諮問案件に該当する場合(及び欧州委員会が適当であると認める場合)には欧州経済社会評議会及び地域委員会にも提出される。加盟国の議会は、提出法案が補完性原則<sup>(57)</sup>を遵守しているかを8週間以内に確認し、遵守していないとする意見が一定数(各加盟国には2票ずつ与えられており、通常その総数の3分の1以上)に達した場合(イエローカード)、欧州委員会は当該法案の再検討を行わなければならない。更に、遵守していないとする意見が過半数に達した場合(オレンジカード)、欧州委員会は当該法案の再検討を行い、かつ、当該法案を維持する場合には、その理由を説明しなければならない。また、オレンジカードの場合、欧州議会及び閣僚理事会は、第一読会終了までに当該法案が補完性原則を遵守しているか否かを検討しなければならない。欧州議会の投票数の過半数又は閣僚理事会の構成員の55%以上が、当該法案が補完性原則を遵守していないと判断した場合、当該法案は廃案になる。

動物衛生法案の場合、補完性原則を遵守していないとする意見は1票(オーストリア上院(Bundesrat))のみであり<sup>(58)</sup>、加盟国の議会による補完性監視手続は問題なくクリアした。また、諮問を受けた欧州経済社会評議会は、2013年12月10日、動物衛生法案について、何点かの勧告・要求等を付したものの、当該法案を歓迎し、総じて支持する旨の結論を採択した<sup>(59)</sup>。なお、地域委員会は意見を表明しなかった<sup>(60)</sup>。

## (ii) 欧州議会の第一読会における立場の採択

欧州議会は欧州委員会の提出した法案を審査し、その提案を採択するか修正するか等の立場

<sup>(54)</sup> 通常立法手続に関する以下の記述は、「欧州連合運営条約」岩沢雄司編集代表『国際条約集 2016年版』有斐閣、2016; Rojek-Podgórska, *op.cit.*(4); 中西 前掲注(12), pp.120-127; “Legislative powers: Ordinary legislative procedure.” European Parliament HP <<http://www.europarl.europa.eu/aboutparliament/en/20150201PVL00004/Legislative-powers>> に主として依拠した。

<sup>(55)</sup> 正確には「立法行為」(legislative act)の案である。この点は後で詳述する。

<sup>(56)</sup> European Commission, *op.cit.*(42)

<sup>(57)</sup> 補完性原則(principle of subsidiarity)とは、EUの権限行使に関する原則の1つであり、①提案される行動の目的が、加盟国だけでは(中央レベル、地域・地方レベルのいずれにおいても)十分に達成できない、②提案される行動の規模又は効果のため、当該目的がEUレベルでより良く達成できるという2つの条件を満たす場合に限り、EUは権限を行使できるとするものである。欧州連合条約第5条第3項に規定されている。

<sup>(58)</sup> European Commission, “Report from the Commission: Annual Report 2013 on Subsidiarity and Proportionality,” COM(2014)506, 2014.8.5, p.22. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52014DC0506&from=EN>>

<sup>(59)</sup> “Opinion of the European Economic and Social Committee on the Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on Animal Health COM(2013) 260 final-2013/0136 (COD) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the production and making available on the market of plant reproductive material (plant reproductive material law) COM(2013) 262 final-2013/0137 (COD) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on protective measures against pests of plants COM(2013) 267 final-2013/0141 (COD),” *Official Journal of the European Union*, vol.57, C170, 2014.6.5, pp.104-109. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2014:170:FULL&from=EN>>

<sup>(60)</sup> Rojek-Podgórska, *op.cit.*(4), p.8.

(position) を決定し、閣僚理事会に伝達する (TFEU 第 294 条第 3 項)。

動物衛生法案の場合、欧州議会は 2014 年 4 月 15 日の第一読会で、欧州委員会の法案を修正の上、採択することを決定した<sup>(61)</sup>。修正点は全部で 331 か所に及び、その中には、同法の対象となる動物疾病の指定方法のほか、予防の重視、生物多様性及び抗生物質耐性への配慮等、多岐にわたる事項が含まれていた<sup>(62)</sup>。

### (iii) 閣僚理事会の第一読会における立場の採択

閣僚理事会はその第一読会で、欧州議会の立場を承認するか修正するかを決定することができる。承認する場合には欧州議会の立場に合った文言で法案が採択され、承認しない場合には閣僚理事会は第一読会で立場を採択し、欧州議会に伝達する (TFEU 第 294 条第 4 項及び第 5 項)。

また、閣僚理事会は、第一読会で立場を採択するに至った理由を欧州議会に十分に通知すること、欧州委員会は、閣僚理事会の第一読会における立場に対する同委員会の立場を、欧州議会に十分に通知することとされている (TFEU 第 294 条第 6 項)。

動物衛生法案の場合、閣僚理事会では 2013 年 5 月 6 日に法案提出を受けた後、獣医学の専門家で構成されるワーキンググループによる検討が行われた。2014 年 6 月 12 日、当時の議長国であるギリシャは、検討の進捗状況についての報告書<sup>(63)</sup>を同理事会宛てに提出したが、その中では、同法の対象となる疾病や動物種のリストアップ、委任立法の範囲等の分野で、なお一層の精査が必要であるとされた<sup>(64)</sup>。また、欧州委員会は 2014 年 7 月 9 日に、欧州議会の第一読会における修正に対して部分的に同意する (すなわち、全面的には同意しない) 旨の立場を発表した。

このように、閣僚理事会が第一読会における立場を採択するにはなお課題が存在しており、また、欧州委員会と欧州議会の間に見解の隔たりが存在していることから、早期合意を図るため、非公式の機関間交渉が行われることとなった。2015 年上半期に 5 回の三者協議 (trilogue) が開催され、2015 年 6 月 1 日、法案の修正内容について三者間で合意が成立し、法案は一本化された<sup>(65)</sup>。

この合意を受けて、閣僚理事会は 2015 年 12 月 14 日、当該合意案に合致した内容で、第一読会における立場を採択した<sup>(66)</sup>。また、欧州委員会は 2015 年 12 月 15 日、閣僚理事会の立場を

(61) “European Parliament legislative resolution of 15 April 2014 on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on Animal Health (COM(2013)0260 – C7-0124/2013 – 2013/0136(COD)),” P7\_TA(2014)0381, 2014.4.15. European Parliament HP <<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&language=EN&reference=P7-TA-2014-0381>>

(62) Rojek-Podgórska, *op.cit.*(4), p.9.

(63) Council of the European Union, “Animal, Plant and Control package: *smarter rules for safer food*- Progress report,” Interinstitutional Files: 2013/0136 (COD) 2013/0140 (COD) 2013/0141 (COD), 10629/14, 2014.6.12. <<http://register.consilium.europa.eu/doc/srv?l=EN&f=ST%2010629%202014%20INIT>>

(64) *ibid.*, pp.3-4.

(65) 三者協議で合意された箇所は多岐にわたる。例えば、動物衛生法の対象となる動物疾病の指定は、欧州委員会の原案では、同委員会が採択する「実施法行為」(implementing acts)で行うものとされていた。これに対して第一読会における欧州議会の修正案では、指定は動物衛生法の別表で行い、修正は「委任された法行為」(delegated acts)により欧州委員会が行うこととされた。閣僚理事会は、欧州議会の修正案を支持しつつ、特定の 5 疾病 (口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ馬疫) については、動物衛生法の本文で指定するよう提案した。最終的には、この閣僚理事会の提案で三者間の合意が成立した (Rojek-Podgórska, *op.cit.*(4), pp.10-11.)。なお、「実施法行為」については後掲注(76)に、「委任された法行為」については後掲注(74)に記載した。

(66) *ibid.*, pp.9-10.

支持する内容の通知を採択した<sup>(67)</sup>。

#### (iv) 欧州議会の第二読会における立場の採択

欧州議会は、閣僚理事会の第一読会における立場の伝達を受けてから3か月以内に決定を行う。当該の立場を承認した場合（又は3か月以内に決定を行わない場合）、閣僚理事会の第一読会における立場の内容で法案が採択され成立する（TFEU第294条第7項（a））。否決した場合、法案は採択されず廃案となる（TFEU第294条第7項（b））。修正した場合、当該修正案が閣僚理事会及び欧州委員会に伝達され（TFEU第294条第7項（c））、その後は案件により、閣僚理事会の第二読会における立場の採択→調停→第三読会のいずれかの段階まで進行して、採否が決定する。

動物衛生法案の場合、欧州議会が2016年3月8日の本会議で、閣僚理事会の第一読会における立場を承認したことによって採択された。2016年3月9日、欧州議会議長及び閣僚理事会議長は採択された法案に署名し、動物衛生法は2016年3月31日のEU官報に公布され、2016年4月20日から施行された<sup>(68)</sup>。

## 2 動物衛生法の構成と内容

動物衛生法は、リサイタル<sup>(69)</sup>179項目、本文283条、別表（Annex）5つからなる大部の法令であり、その構成は、本章末尾の表に示すとおりである。

同法の主要な内容は、次のとおりである。

### (1) 目的と適用範囲

動物衛生法の「第I部 一般的ルール」（同法第1～17条）は、同法の趣旨と特徴を最も端的に示す部分である。対象となる事項、狙い、範囲及び用語の定義を規定し（第I部第I章）、対象となる疾病及び動物種を指定し（第I部第II章）、関係者が動物衛生に関してそれぞれどのような責任を有するかを定める（第I部第III章）。

動物衛生法は、動物又は人に感染する動物疾病の予防と制御に関するルールを定めるものである（同法第1条第1項）。同法の目的は、①EUにおける陸生動物及び水生動物の持続可能な生産を支援するために動物衛生を改善すること、②域内市場を有効に機能させること、③疾病そのものや疾病を予防・制御するために講じる措置が、動物衛生、公衆衛生及び環境に与えるマイナスの効果を減少させることにある（同法第1条第2項）。同法はまた、①動物衛生と、公衆衛

<sup>(67)</sup> European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament pursuant to Article 294(6) of the Treaty on the Functioning of the European Union concerning the position of the Council at first reading with a view to the adoption of a Regulation of the European Parliament and of the Council on transmissible animal diseases (Animal Health Law),” COM(2015) 638, 2015.12.15. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52015PC0638R%2801%29&from=EN>>

<sup>(68)</sup> ただし、後述するように移行期間が設定されているため、動物衛生法が実際に適用されるのは、一部の条項（既に実質的に意味を失っている法令の廃止等）を除くと、2021年4月21日からである（同法第283条）。

<sup>(69)</sup> EU法のリサイタル（recital）とは、法令の条文部分の前に置かれた、立法の背景や目的等を説明するテキスト部分という。項目ごとに番号が振られており、リサイタルの項目数は当該法令の複雑さや長さ依存する。（Commission of the European Union, *Guide to the Approximation of European Union Environmental Legislation*, revised and updated version of SEC(97) 1608 of 25.08.1997, 1998, p.115. European Commission HP <<http://ec.europa.eu/environment/archives/guide/guidfin.pdf>>

生、環境、食料・飼料の安全性、動物福祉、抗生物質耐性並びに食料安全保障<sup>(70)</sup>との関係について考慮に含めるほか、②疾病を制御・予防する措置が及ぼす経済・社会・文化及び環境への影響、③動物衛生に関連する国際基準についても考慮する（同法第1条第2項）。

動物衛生法の適用範囲は、飼養動物及び野生動物のほか、胚製品<sup>(71)</sup>、畜産物等の動物起源製品、動物副産物<sup>(72)</sup>及びその派生物、施設・輸送手段・器具及びその他の全ての感染経路並びに伝染性の動物疾病のまん延に関与する全ての物質に及ぶ（同法第2条第1項）。したがって畜産用に飼養されている動物だけではなく、野生動物、ペットや実験動物等も動物衛生法の適用対象となる。

## (2) 用語の定義

動物衛生法で使用される主な用語については、同法で明確な定義が与えられ（同法第4条）、その意味する内容について統一が図られている。

## (3) 動物疾病の指定と分類

動物衛生法の適用対象となるのは、原則として同法に掲げられた特定の動物疾病についてである。この動物疾病を指定疾病（listed disease）という。

具体的な指定疾病は、①同法第5条第1項（a）で列挙された5疾病（口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ馬疫<sup>(73)</sup>）と、②同法第5条第1項（b）の規定により、同法の別表Ⅱに掲げられた疾病（2016年3月31日の動物衛生法のEU官報公布時点では39疾病）である。

欧州委員会は、同法第5条第2項及び第264条に基づき、委任された法行為（delegated acts）<sup>(74)</sup>によって、別表Ⅱの修正（ある疾病の指定疾病からの削除又は指定疾病への追加など）を行うことができる。したがって、動物衛生法の改正が必要である法第5条第1項（a）の指定疾病の修正に比べて、別表Ⅱの指定疾病の修正は容易である。

(70) 食料の安全性（food safety）が、食料を摂取する者の健康保護に関する概念であるのに対し、食料安全保障（food security）は、量と質の両面で必要十分な食料が入手可能であるという食料供給の確保に関する概念である。2つの概念は異なるが、相互に関連している。

(71) 胚製品（germinal products）とは、人工繁殖のために使用する精液、卵母細胞及び胚並びに有精卵をいう（動物衛生法第4条第28項）。

(72) 動物副産物（animal by-products）とは、動物の体の全部若しくは一部、動物起源製品又はその他の動物から得られるもののうち、人の食用が意図されていないもの（ただし胚製品を除く。）をいう（動物衛生法第4条第30項）。ウシ・ブタの皮やニワトリの羽がその例である。

(73) アフリカ馬疫（African horse sickness）は、アフリカ馬疫ウイルスの感染によるウマ科動物の疾病であり、ヌカカ（吸血性のハエの一種）や蚊などの節足動物が同ウイルスを媒介することにより発生する。発熱・浮腫等の症状を呈し、致死率は高い。アフリカ中南部に限局して発生が認められるが、北アフリカ、中近東、インド及びスペイン・ポルトガルにも流行が拡大したことがある（明石博臣ほか編『動物の感染症 第3版』近代出版、2011、p.159.）。

(74) EUが行う法行為（legal acts）は、立法行為（legislative act）と非立法行為（non-legislative acts）に分けられる。立法行為は、通常立法手続又は特別立法手続により採択された法行為をいい（TFEU第289条第3項）、採択機関は欧州議会、閣僚理事会又はその両方である。（したがって、動物衛生法は立法行為である。）立法行為以外の法行為を非立法行為といい、その中には、いずれも原則として欧州委員会が採択機関となる、委任された法行為（delegated acts）と実施法行為（implementing acts）が含まれる。このうち委任された法行為は、立法行為の本質的でない要素を補足し又は修正するために、採択する権限が欧州委員会に委任された法行為のことであり（TFEU第290条第1項）。ただし、ある分野における本質的な要素は立法行為に留保され、権限の委任の対象とはならない（TFEU第290条第1項）。（本項の記述は、中西 前掲注(12)、pp.28、118-120；植月献二「リスボン条約後のコミットロギー手続—欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み—」『外国の立法』No.249、2011.9、pp.3-21。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050721\\_po\\_0249002.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050721_po_0249002.pdf?contentNo=1)> 等による。）



指定疾病は、それがもたらすリスクに応じて5つの異なる区分 (category) に分類され<sup>(75)</sup>、分類先の区分に応じて、それぞれ異なる疾病予防及び疾病制御の措置が適用される (同法第9条第1項)。個々の指定疾病がいずれの区分に分類され、どのような措置が適用されるか (及びその修正) は、別表Ⅳで定める基準に基づき、また、新たに入手可能である重要な科学的データに照らして、欧州委員会が実施法行為<sup>(76)</sup>により決定する (同法第9条第2項及び第3項)。なお、欧州委員会は、2019年4月20日までに別表Ⅱに含まれる指定疾病を審査し、必要な場合には別表Ⅱへの追加又は別表Ⅱからの削除を行う (同法第275条)。

#### (4) 関係者の責任の明確化

動物衛生法は、その第Ⅰ部第3章 (同法第10~17条) で、事業者、ペットの飼い主、獣医師、加盟国等、EUの動物衛生に関係する様々な主体について、その動物衛生に関する責任を規定している。この点は、従来の動物衛生法令には見られなかった動物衛生法の新しい特徴である。

例えば、畜産業者等の事業者及びペットの飼い主は、その飼養する動物に関して、衛生を保つこと、動物用医薬品を慎重にかつ責任を持って使用すること、疾病がまん延するリスクを最小限に抑えること、動物を良好に飼育することについて責任があるとされる (同法第10条第1項 (a) 及び第3項)。また、事業者にはこれに加えて、その飼養する動物や生産物の種類、関連するリスク等に応じた適切なバイオセキュリティ措置を採ること (同法第10条第1項 (b))、動物疾病、バイオセキュリティの原則、動物衛生・動物福祉及び公衆衛生の相互作用等について適切な知識を有すること (同法第11条第1項) 等の責任があることが規定されている。

#### (5) 法令の整理と単一化・簡素化

既に述べたように、動物衛生法は、従来の多数に及ぶ複雑な動物衛生関連法令を、単一の明快な法的枠組みに置き換えるものである。同法の「第Ⅳ部 経過規定及び最終規定」 (同法第270~283条) には、法令の整理と単一化・簡素化に関する規定が含まれている。これによれば、動物衛生法の施行日 (2016年4月20日) には、既に実質的に意味を失っている8本の法令が廃止され (同法第270条第1項)、また移行期間 (後述) 終了後の2021年4月21日には30本の法令が廃止されて (同法第270条第2項)、単一の動物衛生法に置き換えられる。

なお、動物衛生法は枠組み法であることが意図されているため、同法自体で定められるのは、一般的な原則や基本的なルールだけである。詳細な規定は、従来の動物衛生関連法令に含まれている要素を引き継ぎつつ、委任された法行為又は実施法行為の形式で、欧州委員会により定められる<sup>(77)</sup>。

この詳細な規定の整備等のため、5年間の移行期間が設けられている。すなわち、欧州委員会は2019年4月20日までに、動物衛生法に関連する、委任された法行為及び実施法行為を採択する (同法第274条)。その後の2年間に、加盟国は当該国の法令をEUの新しい動物衛生制度に適応させるために必要な措置を講じ<sup>(78)</sup>、2021年4月21日から、動物衛生法を中心とする

(75) 疾病の性質により、1つの指定疾病が複数の区分に分類されることもあり得る。

(76) 実施法行為 (implementing acts) は、すでに採択された法行為 (立法行為には限定されていない) を実施するために統一の条件が必要である場合に採択される法行為のことである (TFEU 第291条第2項)。(本項の記述は、中西前掲注(12), p.334; 植月 前掲注(74), pp.9, 13-14 等による。)

(77) Rojek-Podgórska, *op.cit.*(4), p.6.

(78) “EU Animal Health Regulation: Questions and Answers.” *op.cit.*(11)

新しい EU の動物衛生制度が全面的に適用される。

#### (6) その他の主な内容

「第Ⅱ部 疾病の通知及び報告、監視、根絶プログラム、清浄状態」(同法第 18~42 条)では、加盟国レベル並びに EU レベルでの、動物疾病の早期発見、通知及び報告並びに監視について、各関係者の役割を定める。また、根絶プログラムの実施及び清浄状態の回復についての手順を規定する。畜産農家の農場等の事業所を、そのリスクに応じた頻度で獣医師が訪問する「動物衛生査察」(animal health visits)の規定(同法第 25 条)は、動物衛生法により導入された。

「第Ⅲ部 疾病の認識、準備及び制御」(同法第 43~83 条)では、緊急時対応計画(contingency plans)、動物用医薬品の使用、疾病制御措置等について規定する。

「第Ⅳ部 登録、認可、トレーサビリティ及び移動」(同法第 84~228 条)では、動物を陸生動物と水生動物に大別し、それぞれ事業所の登録及び認可、トレーサビリティ<sup>(79)</sup>のための記録の作成、EU 域内の移動等について規定する。

「第Ⅴ部 EU への輸入及び輸出」(同法第 229~243 条)及び「第Ⅶ部 緊急措置」(同法第 257~262 条)は、従来の動物衛生法令における規定を、内容的に大きな変更なく引き継いでいる<sup>(80)</sup>。

「第Ⅵ部 他の加盟国又は第三の国・地域から加盟国へのペット動物の非商業的移動」(同法第 244~256 条)は、外国で愛玩用に飼育していたペットを持ち帰る場合の要件等について規定する。なお、当該事項に関する現行の EU 規則(規則 576/2013)<sup>(81)</sup>は 2021 年 4 月 21 日に廃止されるが(同法第 270 条第 2 項)、移行措置により、2026 年 4 月 21 日までは同規則の規定が引き続き適用される(同法第 277 条)。

「第Ⅷ部 共通規定」(同法第 263~269 条)は、委任、罰則、加盟国の追加・加重措置等について規定する。加盟国は、動物衛生法で取り扱う事項の一部については、動物衛生法が定めるものに追加する措置又は動物衛生法が定めるものよりも厳格な措置を、国内措置としてとることができる(同法第 269 条第 1 項)。ただし、当該国内措置は、加盟国間の動物や生産物の移動を妨げてはならず、また、動物衛生法の規定と矛盾するものであってはならない(同法第 269 条第 2 項)。

また、同法のリサイクル<sup>(82)</sup>第 13 項は、SPS 協定<sup>(83)</sup>が、国際貿易のための動物衛生条件とし

(79) 食品のトレーサビリティ(traceability)とは、原材料の出所や製造元・販売先などの記録により、食品の情報を把握できるようにする仕組みのことであり、「追跡可能性」とも訳される。その狙いは、①問題が生じた際の原因究明や食品の追跡・回収、②食卓から農場までの経路を明らかにすることで、食品の安全性や品質、表示に対する信頼を確保すること等にある。(農林水産省消費・安全局「牛肉のトレーサビリティと牛の個体識別」(消費者団体との施策意見交換会(牛肉のトレーサビリティ)配布資料)2003.12.12. <[http://www.maff.go.jp/j/syouan/johokan/risk\\_comm/r\\_kekka\\_trace/h151212/pdf/beef\\_trace.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/johokan/risk_comm/r_kekka_trace/h151212/pdf/beef_trace.pdf)>)

(80) Rojek-Podgórska, *op.cit.*(4), p.7.

(81) “Regulation (EU) No 576/2013 of the European Parliament and of the Council of 12 June 2013 on the non-commercial movement of pet animals and repealing Regulation (EC) No 998/2003,” *Official Journal of the European Union*, vol.56, L178, 2013.6.28, pp.1-26. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R0576&from=EN>>

(82) 前掲注(69)参照。

(83) SPS 協定(Sanitary and Phytosanitary Measures Agreement)は、WTO 協定に含まれる協定(附属書)の 1 つであり、食品安全、動植物の健康に関する全ての措置を対象とする、公正な国際貿易を担保するための国際的なルールである。検疫だけでなく、最終製品の規格、生産方法、リスク評価方法等について規定する。(消費・安全局安全政策課「WTO/SPS 協定」農林水産省ホームページ <<http://www.maff.go.jp/j/syoutan/kijun/wto-sps/>>)

て OIE 基準に言及していることを述べ、貿易中断のリスクを避けるため、EU の動物衛生措置は、適切な水準で OIE 基準と共通化することを目指すべきであるとしている。

既に述べたように、動物衛生法の主な目的は、大量かつ複雑な従来の動物衛生法令の内容を整理し、単一の簡素化した明快な法的枠組みを策定することにある。したがって、同法の内容の大半は、従来の動物衛生法令においても既に何らかの形で規定されていたものである。しかし、動物衛生法には、関係者の責任の明確化、動物衛生査察のほかにも、新しい疾病 (emerging diseases)<sup>(84)</sup> の予防及び制御のための措置、野生動物の衛生措置等、新たに導入された要素が含まれている。

### 3 動物衛生法の論点

動物衛生法の立法過程を通じて、欧州議会、閣僚理事会及び加盟国等の中で特に議論の対象となったのは、欧州委員会への権限の委任の範囲の問題であった。

前述のように、動物衛生法は枠組み法であるため、同法では一般的な原則や基本的なルールのみを規定し、詳細な規定は欧州委員会が採択する非立法行為 (委任された法行為及び実施法行為) に委ねられる。このことは、EU レベルでは同法の適用に柔軟性を付与するものであったが、その一方で、加盟国の意思を EU の動物衛生政策に反映させ難くするリスク、加盟国が国内措置を採る裁量の幅を必要以上に制約するリスクも含むことになった。

例えば、動物衛生法の適用対象は原則として指定疾病に限られ、かつ、別表Ⅱの指定疾病リストを修正する権限は欧州委員会に委任されているが、このことは、特定の加盟国にとって重大性の高い動物疾病がそもそも別表Ⅱの指定疾病に含まれていなかったり、あるいは別表Ⅱの指定疾病から削除されてしまったりすることにより、EU レベルでの動物衛生対策が採られなくなることにつながる懸念が、加盟国からなされている<sup>(85)</sup>。

これらの課題は、2016 年から 2019 年にかけて実施される、欧州委員会による非立法行為の整備の段階に持ち込まれている。今後、関係者間でどのような合意が形成されるか (あるいは合意に至らないか) は、2021 年に本格的にスタートする EU の新しい動物衛生政策の実効性を大きく左右すると考えられる。

<sup>(84)</sup> 動物衛生法にいう「新しい疾病」(emerging diseases)とは、指定疾病以外の動物疾病のうち、同法第 5 条第 3 項で定める指定疾病の要件を満たし、かつ、①病原体の進化又は変化に由来するもの、②新しい地理的エリア、種又は個体群に当該疾病がまん延したことが判明したもの、③ EU 域内で初めて診断されたもの、④認識されない病原体又はこれまで認識されていなかった病原体により引き起こされたもの、のいずれかを満たすものをいう (同法第 6 条第 2 項)。

<sup>(85)</sup> 例えば EU 脱退を決定する前の英国では、ヒツジキュウセンヒゼンダニ (sheep scab, ヒツジの疥癬) の例を挙げている (“EU Animal Health Regulation: Questions and Answers.” *op.cit.*(11))。この背景には、ヒツジの飼養頭数が EU 域内で偏っていることがある。2015 年 11~12 月時点の EU 各加盟国のヒツジの飼養頭数は、英国 2310 万頭、スペイン 1652 万頭、ルーマニア 981 万頭、イタリア 715 万頭、フランス 706 万頭の順であり、英国は 2016 年 9 月末時点の EU 加盟国 28 か国中第 1 位となっていた。 (“Sheep population: annual data.” European Commission HP <[http://ec.europa.eu/eurostat/web/products-datasets/-/apro\\_mt\\_lssheep](http://ec.europa.eu/eurostat/web/products-datasets/-/apro_mt_lssheep)>)

表 動物衛生法（規則 2016/429）の構成

第 I 部 一般的ルール
第 1 章 この規則の対象となる事項、狙い、範囲及び定義（第 1～4 条）
第 2 章 指定疾病、新しい疾病及び指定動物種（第 5～9 条）
第 3 章 動物衛生の責任
第 1 節 事業者、動物専門職及びペットの飼い主（第 10～11 条）
第 2 節 獣医師及び水生動物衛生専門職（第 12 条）
第 3 節 加盟国（第 13～15 条）
第 4 節 実験施設、設備並びにその他の病原体、ワクチン及びその他の生物学的製品を取り扱う自然人並びに法人（第 16～17 条）
第 II 部 疾病の通知及び報告、監視、根絶プログラム、清浄状態
第 1 章 疾病の通知及び報告（第 18～23 条）
第 2 章 監視（第 24～30 条）
第 3 章 根絶プログラム（第 31～35 条）
第 4 章 清浄状態（第 36～42 条）
第 III 部 疾病の認識、準備及び制御
第 I 編 疾病の認識及び準備
第 1 章 緊急時対応計画及び模擬訓練（第 43～45 条）
第 2 章 疾病の予防及び制御のための動物用医薬品の使用（第 46～47 条）
第 3 章 抗原、ワクチン及び診断試薬の貯蔵所（第 48～52 条）
第 II 編 疾病制御措置
第 1 章 第 9 条第 (1) 項 (a) にいう指定疾病のための疾病制御措置
第 1 節 飼養動物に指定疾病の疑いがある場合の疾病制御措置（第 53～56 条）
第 2 節 疫学的調査（第 57 条）
第 3 節 飼養動物の疾病の確認（第 58～59 条）
第 4 節 飼養動物に疾病が確認された場合の疾病制御措置（第 60～69 条）
第 5 節 野生動物（第 70 条）
第 6 節 加盟国による追加的な疾病制御措置、欧州委員会による調整及び一時的な特別の疾病制御ルール（第 71 条）
第 2 章 第 9 条第 (1) 項 (b) 及び (c) にいう指定疾病のための疾病制御措置
第 1 節 飼養動物に疾病の疑いがある場合の疾病制御措置（第 72～76 条）
第 2 節 飼養動物の疾病の確認（第 77～78 条）
第 3 節 飼養動物に疾病が確認された場合の疾病制御措置（第 79～80 条）
第 4 節 野生動物（第 81～82 条）
第 5 節 欧州委員会による調整及び一時的な特別の疾病制御ルール（第 83 条）
第 IV 部 登録、認可、トレーサビリティ及び移動

第 I 編 陸生動物、陸生動物からの胚製品及び動物起源製品

第 1 章 登録、認可、記録の作成及び登録者

第 1 節 事業所及び特定の種類の事業者の登録（第 84～93 条）

第 2 節 特定の種類の事業所の認可（第 94～100 条）

第 3 節 管轄当局の登録（第 101 条）

第 4 節 記録の作成（第 102～107 条）

第 2 章 飼養されている陸生動物及び胚製品のトレーサビリティの要件

第 1 節 飼養されている陸生動物（第 108～120 条）

第 2 節 胚製品（第 121～123 条）

第 3 章 飼養されている陸生動物の EU 域内の移動

第 1 節 移動の一般的要件（第 124～125 条）

第 2 節 加盟国間の移動（第 126～129 条）

第 3 節 有蹄動物及び家さんの他の加盟国への移動についての特定要件（第 130～132 条）

第 4 節 飼養されている有蹄動物及び家さんの集結作業（第 133～135 条）

第 5 節 飼養されている有蹄動物及び家さんを除く飼養されている陸生動物の他の加盟国への移動（第 136 条）

第 6 節 飼養されている陸生動物の移動の特例、補足措置、リスク軽減措置（第 137～142 条）

第 7 節 動物衛生証明（第 143～151 条）

第 8 節 飼養されている陸生動物を他の加盟国に移動する通知（第 152～154 条）

第 4 章 野生の陸生動物の移動（第 155～156 条）

第 5 章 胚製品の EU 域内の移動

第 1 節 一般的要件（第 157～158 条）

第 2 節 ウシ、ヒツジ、ヤギ、ブタ及びウマ種の飼養されている動物の胚製品並びにニワトリの胚製品の他の加盟国への移動（第 159～160 条）

第 3 節 動物衛生証明及び移動の通知（第 161～163 条）

第 4 節 ウシ、ヒツジ、ヤギ、ブタ及びウマ種の飼養されている動物並びにニワトリを除く飼養されている陸生動物の胚製品の他の加盟国への移動（第 164 条）

第 5 節 特例（第 165 条）

第 6 章 動物起源製品の EU 域内での製造、加工及び流通（第 166～169 条）

第 7 章 国内措置の範囲（第 170～171 条）

第 II 編 水生動物及び水生動物由来の動物起源製品

第 1 章 登録、認可、記録の作成及び登録者

第 1 節 水産養殖事業所の登録（第 172～175 条）

第 2 節 特定の種類の水産養殖事業所の認可（第 176～184 条）

第 3 節 水産養殖事業所及び疾病制御用水生動物飼料事業所の登録（第 185 条）

第 4 節 記録の作成及びトレーサビリティ（第 186～190 条）

第 2 章 水生動物の EU 域内の移動

第 1 節 移動の一般的要件（第 191～195 条）

第 2 節 水産養殖事業所のための水生動物又は野生に放流するための水生動物（第 196～200 条）

第 3 節 人が消費するための水生動物（第 201～202 条）

第4節 第1節から第3節（第191～202条）の特例及び追加的なりリスク軽減措置（第203～207条）

第5節 動物衛生証明（第208～218条）

第6節 他の加盟国への水生動物の移動の通知（第219～221条）

第3章 水生動物由来の動物起源製品（生きている水生動物を除く。）のEU域内での製造、加工及び流通（第222～225条）

第4章 国内措置（第226条）

第Ⅲ編 陸生動物又は水生動物として定義されるものを除く種の動物並びに当該動物由来の胚製品及び動物起源製品（第227～228条）

## 第V部 EUへの輸入及び輸出

第1章 動物、胚製品及び動物起源製品の第三の国・地域からEUへの輸入

第1節 EUへの輸出の要件（第229条）

第2節 第三の国・地域の指定（第230～232条）

第3節 第三の国・地域における事業所の認可及び指定（第233条）

第4節 動物種及び動物のカテゴリー、胚製品並びに動物起源製品のEUへの輸入（第234～236条）

第5節 動物衛生証明書、申告書及びその他の文書（第237～238条）

第6節 特定のカテゴリーの動物、胚製品及び動物起源製品に係る特例並びに追加要件（第239条）

第2章 動物、胚製品及び動物起源製品を除く特定の物の第三の国・地域からEUへの輸入（第240～242条）

第3章 輸出（第243条）

## 第VI部 他の加盟国又は第三の国・地域から加盟国へのペット動物の非商業的移動

第1章 一般規定（第244～246条）

第2章 ある加盟国に他の加盟国からペット動物を非商業的に移動させる場合に適用される条件（第247～248条）

第3章 ある加盟国に第三の国・地域からペット動物を非商業的に移動させる場合に適用される条件（第249～251条）

第4章 個体識別証明並びに予防及びリスク軽減措置（第252～253条）

第5章 個体識別証明書（第254～255条）

第6章 情報提供の義務（第256条）

## 第VII部 緊急措置

第1節 EU域内の動物及び製品の移動並びに当該動物及び製品と接触した可能性のある輸送手段並びにその他の物質に関する緊急措置（第257～259条）

第2節 第三の国・地域からの動物並びに製品の委託貨物並びに当該委託貨物と接触した可能性のある輸送手段並びにその他の物質に関する緊急措置（第260～262条）

## 第VIII部 共通規定

第I編 手続規定（第263～267条）

第II編 罰則（第268条）

第Ⅲ編 加盟国の措置（第 269 条）

第Ⅳ部 経過規定及び最終規定（第 270～283 条）

別表Ⅰ ペット動物の種

別表Ⅱ（指定）疾病リスト

別表Ⅲ 有蹄動物の種

別表Ⅳ 第 5 条に従って指定された疾病に対して第 9 条第（1）項にいう疾病予防ルール及び疾病制御ルールが適用される基準

第 1 節 第 9 条第（1）項（a）にいう疾病予防ルール及び疾病制御ルールが適用される基準

第 2 節 第 9 条第（1）項（b）にいう疾病予防ルール及び疾病制御ルールが適用される基準

第 3 節 第 9 条第（1）項（c）にいう疾病予防ルール及び疾病制御ルールが適用される基準

第 4 節 第 9 条第（1）項（d）にいう疾病予防ルール及び疾病制御ルールが適用される基準

第 5 節 第 9 条第（1）項（e）にいう疾病予防ルール及び疾病制御ルールが適用される基準

別表Ⅴ 第 270 条第（2）項にいう条文読替え表

（出典）“REGULATION (EU) 2016/429 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 9 March 2016 on transmissible animal diseases and amending and repealing certain acts in the area of animal health (‘Animal Health Law’),” *Official Journal of the European Union*, vol.59, L84, 2016.3.31, pp.1-179. EUR-Lex HP <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0429&from=EN>> を基に筆者作成。

## おわりに

2015（平成 27）年 9 月 12 日から 13 日に開催された第 2 回日中韓農業大臣会合では、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等、越境性動物疾病への防疫対策で 3 か国が連携を強化することが確認され、越境性動物疾病への対応に関する協力覚書が交換されている<sup>(86)</sup>。

国境を越えてまん延する越境性動物疾病の防疫には、各国の個別の対策に加えて、多国間の協力が必要になる。本稿で紹介した EU の動物衛生政策の内容と論点は、今後、我が国及び東アジア地域の動物衛生のスキームを改善し構築していく上で、1 つの参考例となるであろう。

（ひぐち おさむ）

<sup>(86)</sup> 農林水産省「「第 2 回 日中韓農業大臣会合」の結果概要」（プレスリリース）2015.9.13. <<http://www.maff.go.jp/j/press/kokusai/renkei/150913.html>>; 「家畜伝染病封じ込め 情報共有、分析迅速に 日中韓農相」『日本農業新聞』2015.9.15.